**～公園使用料について　イベント～**

１　概要

　平成２７年４月１日から公園において、イベント等を実施して、特定の個人や法人等に利益が発生する場合は公園使用料（以下「使用料」と表記）が必要となる場合があります。

２　使用料の計算方法

(1) 営利活動を伴うイベントを実施した場合の使用料

イベント会場面積×時間×**１円**の使用料が必要となります。

　（イベント会場面積に（2）に該当する販売ブース等がある場合は、イベント会場面積から店舗の面積を引いて計算を行います。）

　 ～使用料がかからない場合～

　　1.イベント内容に公益性が高いと市長が認める場合。

2.イベント内容が商業振興に寄与する等、市の担当所管課が減免すべきことが妥当であると判断した場合。

　 3.鳴尾浜臨海公園南地区芝生広場を利用する場合。

　 ※ただし、必要に応じて、予算書及び決算書並びに証拠書類の提出を求める場合があります。

(2)イベント開催に伴い、物品や飲食の販売ブース等を実施した場合の使用料

各販売ブース等での使用面積（㎡）×時間×**５０円**の使用料が必要となります。

ア.各面積は、実際に使用する面積(テント等あればテントの面積)とします。

イ.イベントの内容によって、イベント会場自体の使用料は不要となる場合がありますが、その場合でも販売等により特定の個人又は法人の利益が発生する場合は販売ブースの使用料が必要となることがあります。

例）縦3ｍ×横4ｍの店舗を準備・後片付けも含めて6時間設置した場合。

計算式

12（3×4）㎡×6時間×50円＝3,600円　　　　　　使用料　3,600円

　　～使用料がかからない場合～

　　1.すべての利益が、公益団体等(自治会、ボーイスカウト、福祉団体など)の運営活動費、あるいはイベント運営費に充当される場合（収支がプラスになっていない場合）

2.すべての利益が、公益団体等に寄付される場合。

　　3.イベント内容が商業振興に寄与する等、市の担当所管課が減免すべきことが妥当であると判断した

場合。

　　4.鳴尾浜臨海公園南地区芝生広場を利用する場合。

※ただし、必要に応じて、予算書及び決算書並びに証拠書類の提出を求める場合があります。

例）公園全体の面積（1,000㎡）を利用して、音楽イベントを12時から17時まで実施。そのうち、販売ブースが100㎡ある場合の使用料。

計算式

　　販売ブース・・・100㎡×5時間×50円＝25,000円

イベント面積・・・900㎡（1,000㎡－100㎡）×5時間×1円＝4,500円

計29,500円

※使用料納付は、主催者一括納付してください。店舗ごとなど個別納付は認められません。

３　使用許可及び使用料納付の流れ

(1) 公園の空き状況や行為内容の事前相談(企画書を提出)を公園緑地課（0798-35-3611）で確認する。

**↓**

(2) イベント規模等を考慮し、自治会や近隣住民に説明を行う。

**↓**

(3) 必要に応じて関係機関との調整(警察、消防、保健所等)を行う。

**↓**

(4) 行為日の３ヶ月前から２週間前までに、「公園内行為許可申請書兼許可書」とともに、行為内容

の詳細資料(イベントチラシ、配置図、警備計画、各種届出写しなど)を添付のうえ申請する。

**↓**

(5) 申請後、郵送にて納付書が届くので、指定金融機関窓口で納付する。

**↓**

(6) 公園緑地課で納付の確認後、許可書が郵送される。

４　許可条件及び注意事項について

・単に商売目的の販売行為は原則許可できません。地域振興等に寄与する行為等、公園を利用する合理的理由があり、その行為に付随した物品販売や飲食販売は認められます。

・イベント開催前には自治会長等、近隣住民へは充分な説明を行い、必ず地域合意を得てください。

特に音がでる行為(雑踏騒音含む)は、事前合意、時間、音量などに配慮してください。

・規模が大きいものについては、警備員の配置等など、必要な安全対策を講じ、さらに所轄の警察に

相談し指導を仰いでください。

・イベントで出たゴミは主催者で適切に処分してください。

・公園への車両乗入は禁止します。ただし、資材搬入などで車両乗入がどうしても必要な場合は、事

前に公園緑地課に相談してください。

・イベント開催は、不陸整正など原状回復してください。

・雨天等による予備日は、１日のみ設定できます。雨天等により日程を変更する場合は、行為日の前日(前営業日)までに、公園緑地課に電話してください。また、雨天など自己都合以外で中止した場合は、使用料を還付するため、事実の日から３０日以内に「公園使用料還付申請書」を提出してください。

　～注意～

公園は、公共施設であり、許可を受けた場合並びに使用料を納付した場合であっても、他の利用者を排除し独占的に使用することなく、みんなの公園であることを基本に使用してください。